

事務連絡
平成20年2月28日

各関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認申請支援センターの積極的な活用について

貴職におかれましては、日頃より、建築行政の推進にご尽力いただいておりますことを深く感謝申し上げます。

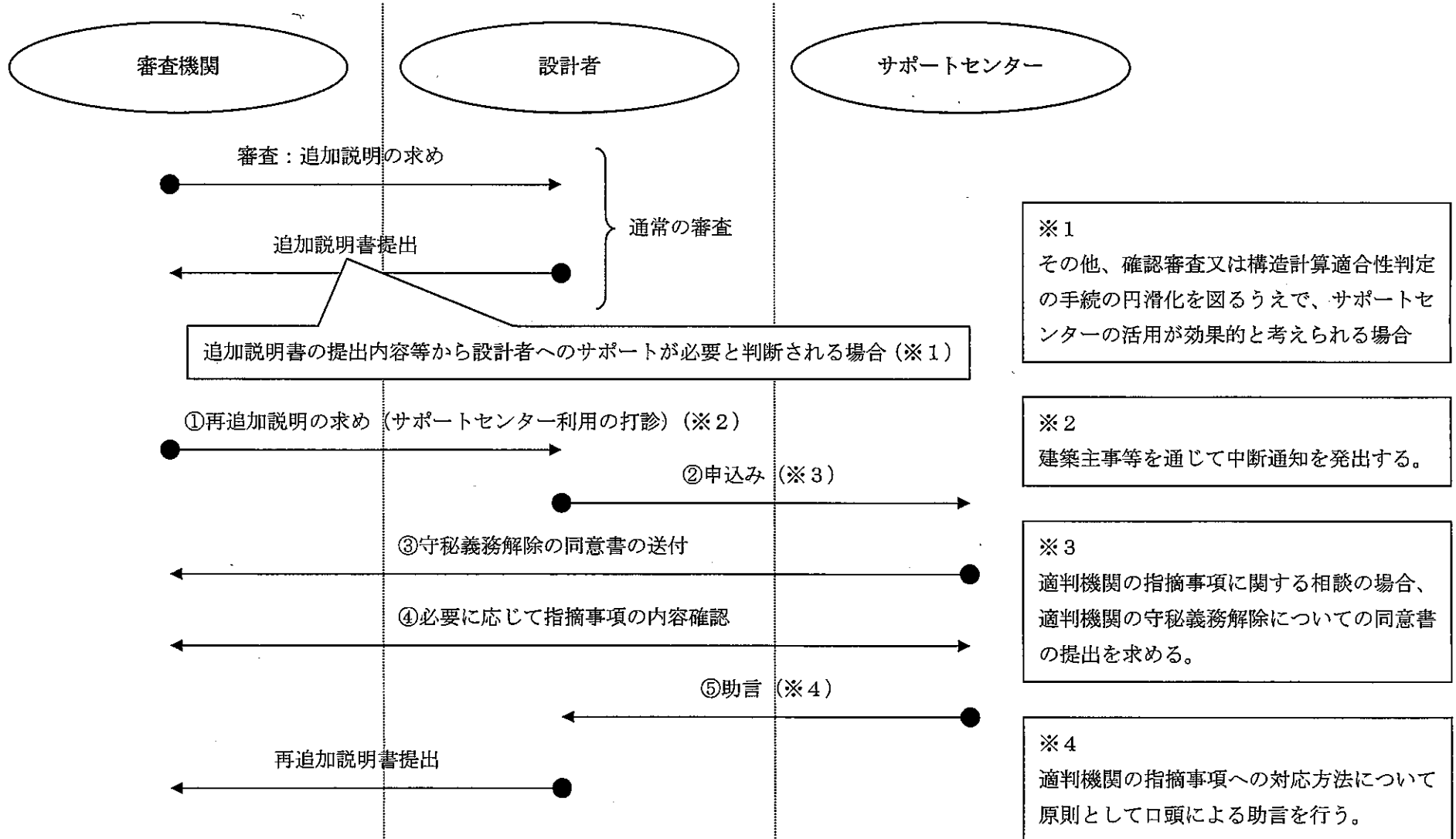
さて、改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組の一つとして、昨年12月以降、構造設計者に対し、建築構造基準の見直しへの対応、新しい申請図書の作成方法等を面談方式等で直接アドバイスする建築確認申請支援センター（以下「サポートセンター」という。）が、(社)日本建築構造技術者協会 (<http://www.jsca.or.jp/>)、(社)日本建築士事務所協会連合会 (<http://www.njr.or.jp/>) 等の関係団体の協力のもと、別添1及び別添2のとおり、各都道府県に設置されているところであります。

また、構造設計者をはじめとする関係者に対し、サポートセンターについて十分に周知するとともに、建築主事、指定確認検査機関、構造計算適合性判定の実施機関である都道府県知事及び指定構造計算適合性判定機関とサポートセンターが密接に連携を図り、その積極的な活用が図られるよう各都道府県建築主務部長あて依頼したところであります。(別添3)

つきましては、貴職におかれましても、会員及び傘下団体等に対し、サポートセンターについて十分に周知していただきますとともに、必要に応じて関係の構造設計者に対しその活用を勧奨するようあわせて周知していただきますよう、お願い申し上げます。

(参考)

審査機関とサポートセンターの連携について



(別添1)

鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建築確認申請にかかる相談窓口（サポートセンター）

	申し込み先	申込みFAX	ヒアリング場所
北海道	JSCA北海道支部事務局	011-222-7756	原則として札幌市中央区内
東北			
青森県	JSCA東北支部事務局	022-299-5121	青森県庁所在地又は仙台市内
秋田県	JSCA東北支部事務局	022-299-5121	秋田県庁所在地又は仙台市内
山形県	JSCA東北支部事務局	022-299-5121	山形県庁所在地又は仙台市内
岩手県	JSCA東北支部事務局	022-299-5121	岩手県庁所在地又は仙台市内
宮城県	JSCA東北支部事務局	022-299-5121	宮城県庁所在地又は仙台市内
福島県	JSCA東北支部事務局	022-299-5121	福島県庁所在地又は仙台市内
関東甲信越			
茨城県	JSCA茨城 ⁷⁷ 事務局	029-252-0811	水戸市民会館 会議室
栃木県	JSCA栃木 事務局	0289-85-1152	栃木県内
群馬県	JSCA群馬 事務局	027-384-2676	群馬県建築構造技術センター
埼玉県	JSCA埼玉 事務局	048-667-2271	さいたま市北区日進町2-767-2 曙ビル202号室
千葉県	JSCA千葉 事務局	043-221-7731	千葉県耐震判定協議会 会議室
東京都	JSCA東京 事務局	03-3262-8486	(社)日本建築構造技術者協会 事務局 2F会議室
神奈川県	JSCA神奈川 事務局	045-314-2907	平沼ビル ⁷⁷ 又は 横浜駅西口付近
山梨県	JSCA山梨 事務局	055-227-1675	山梨市内
長野県	JSCA長野 事務局	0263-33-8494	長野県松本合同庁舎会議室 松本市島立1020
新潟県	JSCA新潟 事務局	025-271-4678	新潟市東区御新町3-1-7
中部支部			
富山県	JSCA中部 富山地区事務局	076-432-7972	原則として押田建築設計事務所内会議室
石川県	JSCA中部 石川地区事務局	076-248-8062	原則として榑五井建築設計研究所内会議室
福井県	JSCA中部 福井地区事務局	0776-52-8240	原則として福井市内
岐阜県	JSCA中部支部事務局	052-961-9715	岐阜県庁、他
愛知県	JSCA中部支部事務局	052-961-9715	愛知県建築住宅センター2F会議室
三重県	JSCA中部支部事務局	052-961-9715	三重県庁、他
静岡県	JSCA中部 静岡部会事務局	054-363-0185	静岡市職員会館又は静岡市産学交流センター
関西			
滋賀県	JSCA関西支部事務局	06-6446-6224	滋賀県内又はJSCA関西支部
奈良県	JSCA関西支部事務局	06-6446-6224	奈良県内又はJSCA関西支部
京都府	JSCA関西支部事務局	06-6446-6224	京都府内又はJSCA関西支部
大阪府	JSCA関西支部事務局	06-6446-6224	JSCA関西支部
兵庫県	JSCA関西支部事務局	06-6446-6224	兵庫県内又はJSCA関西支部
和歌山県	JSCA関西支部事務局	06-6446-6224	和歌山県内又はJSCA関西支部
中国			
岡山県	JSCA中国 岡山事務局	086-244-0509	岡山市内
鳥取県	JSCA中国 鳥取事務局	0857-37-2024	(社)鳥取県建築士会内 JSCA鳥取会議室
島根県	JSCA中国 島根事務局	0852-26-2869	建築会館3F会議室 松江市北田町35-3
広島県	JSCA中国支部事務局	082-504-6353	JSCA中国支部事務局
山口県	JSCA中国 山口事務局	083-925-6763	山口県建築設計事務所協会
四国			
香川県	JSCA四国支部事務局	087-826-3884	原則として香川県内
徳島県	JSCA四国支部事務局	087-826-3884	原則として徳島県内
愛媛県	JSCA四国支部事務局	087-826-3884	原則として愛媛県内
高知県	JSCA四国支部事務局	087-826-3884	原則として高知県内
九州			
福岡県	JSCA九州支部事務局	092-732-8450	福岡市内
佐賀県	JSCA九州 佐賀地区会	0952-27-2241	佐賀市鍋島町大字八戸3144-2
長崎県	JSCA九州 長崎地区会	095-862-0653	長崎市内
熊本県	JSCA九州 熊本地区会	096-323-5078	熊本市内
大分県	JSCA九州 大分地区会	097-536-7003	大分市中島西2-3-27
宮崎県	JSCA九州 宮崎地区会	0985-20-8489	宮崎市内
鹿児島県	JSCA九州 鹿児島地区会	099-222-6818	鹿児島市内
沖縄県	JSCA九州 沖縄地区会	098-884-0621	(南部)那覇市桶川在 沖縄建築確認センター4F会議室 (中部)宜野湾市普天間在 沖縄県建設技術センター

※JSCA：(社)日本建築構造技術者協会 (連絡先) TEL: 03-3262-8498 / FAX: 03-3262-8486

(別添2)

木造3階建て等の住宅の建築確認申請に係る相談窓口（サポートセンター）

都道府県	相談窓口	TEL FAX	ホームページアドレス
北海道	(社)北海道建築設計事務所協会	011-231-3165 011-241-1517	http://www.do-kjk.or.jp/
埼玉県	(社)埼玉県建築士事務所協会	048-864-9313 048-864-9381	http://www.saijikyoo.or.jp/
千葉県	(社)千葉県建築士事務所協会	043-224-1640 043-225-2066	http://www.chiba-jk.or.jp/
東京都	(社)東京都建築士事務所協会	03-5339-8288 03-3345-0150	http://www.taaf.or.jp/index01.html
神奈川県	(社)神奈川県建築士事務所協会	045-228-0755 045-212-3807	http://www.j-kana.or.jp/
新潟県	(社)新潟県建築設計事務所協会	025-265-4748 025-231-6553	http://www.niaaf.or.jp/
愛知県	(社)愛知県建築設計事務所協会	052-263-0666 052-261-2200	http://www.aichi-jimkyo.or.jp/
京都府	(社)京都府建築設計事務所協会	075-222-1717 075-222-1700	http://www.kyoto-kenchiku.com/
大阪府	(社)大阪建築士事務所協会	06-6946-7065 06-6946-0004	http://www.oaaf.or.jp/
兵庫県	(社)兵庫県建築設計事務所協会	078-351-6779 078-371-7913	http://www.hyogo-aaf.org/
上記以外	(財)日本住宅・木材技術センター	03-3589-1788 03-3589-1766	http://www.howtec.or.jp/

ホームページにて内容を確認の上、指定された方法等により申込むことが必要です。

(別添3)

国住指第3833号
平成20年1月31日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認申請支援センターの積極的な活用について

貴職におかれましては、改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組にご尽力いただいておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、平成19年12月10日付け国住指第3389-2号「改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組について」によりご案内しましたとおり、構造設計者に対し、建築構造基準の見直しへの対応、新しい申請図書の作成方法等を面談方式で直接アドバイスする建築確認申請支援センター（以下「サポートセンター」という。）については、(社)日本建築士事務所協会連合会 (<http://www.njr.or.jp/>)、(社)日本建築構造技術者協会 (<http://www.jsca.or.jp/>) 等の関係団体の協力のもと、別添のとおり、各都道府県に設置されているところであります。

つきましては、構造設計者をはじめとする関係者に対し、貴管内におけるサポートセンターの活動を十分に周知するとともに、下記により、建築主事、指定確認検査機関、構造計算適合性判定の実施機関である都道府県知事及び指定構造計算適合性判定機関（以下「審査機関」という。）とサポートセンターが密接に連携を図り、その積極的な活用が図られるようお願いいたします。

また、貴管内特定行政庁、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 審査機関は、確認審査又は構造計算適合性判定の手続きの円滑化を図るうえで、サポートセンターの活用が効果的と考えられる場合*には、適宜、申請案件を担当する構造設計者に対し、サポートセンターの利用を勧奨するものとする。

※例えば、指摘事項に対する追加説明書の内容等にかんがみ、建築構造基準についての理解が十分でないと考えられる場合

2. サポートセンターは、必要に応じ、審査機関に指摘事項の内容を確認した上で、当該構造設計者に対し、指摘事項への対応方法等について助言を行うものとする。なお、サポートセンターの利用申込みに際しては、あらかじめ当該構造設計者から、審査機関の守秘義務解除に関する同意を得るものとする。